

騒音規制法に規定する特定施設

	特定施設の種類
1	<p>金属加工機械</p> <p>(イ)圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(ロ)製管機械</p> <p>(ハ)ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(ニ)液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>(ホ)機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>(ヘ)せん断機(原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(ト)鍛造器</p> <p>(チ)ワイヤーフォーミングマシン</p> <p>(リ)ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)</p> <p>(ヌ)タンブラー</p> <p>(ル)切断機(といしを用いるものに限る。)</p>
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	<p>建設用資材製造機械</p> <p>(イ)コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容器が 0.45 立法メートル以上のものに限る。)</p> <p>(ロ)アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)</p>
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
7	<p>木材加工機械</p> <p>(イ)ドラムバーカー</p> <p>(ロ)チッパー(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(ハ)碎木機</p> <p>(ニ)帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(ホ)丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>(ヘ)かんな盤(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p>
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成型機
11	鋳型造成機(ジヨルト式のものに限る。)

振動規制法に規定する特定施設

	特定施設の種類
1	金属加工機械 (イ)液圧プレス(矯正プレスを除く。) (ロ) 機械プレス (ハ)せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。) (ニ)鍛造機 (ホ)ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
2	圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。) 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
6	木材加工機械 (イ)ドラムバーカー (ロ)チップパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
7	印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成型機
10	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)

※騒音規制法と振動規制法に共通する特定施設であっても、対象となる能力や定格出力が異なる場合があります。

	騒音規制法	振動規制法
機械プレス	呼び加圧能力294kN以上	すべて
せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上	原動機の定格出力が1kW以上
チップパー	原動機の定格出力が2.25kW以上	原動機の定格出力が2.2kW以上
印刷機械	原動機を用いるもの	原動機の定格出力が2.2kW以上

騒音規制法に規定する特定建設作業

	特定建設作業の種類
1	くい打機(もんけんを除く。), くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。)
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて, その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立法メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

振動規制法に規定する特定建設作業

	特定建設作業の種類
1	くい打機(もんけん及び圧力式くい打機を除く。), くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)